●亀山市月2回土日完全週休2日制工事試行要領Q&A

令和 6 年 8 月 2 8 日策定 令和 7 年 4 月 1 日改正

- 〇1:なぜ週休2日制工事を試行するのか。
- A1:建設業は今後想定される大規模災害やインフラの維持管理を担う重要な産業であることから、建設業における働き方改革の一環として、若手技術者等の確保・育成を図り、持続的な建設業の育成を図るため、週休2日の確保により建設現場の就労環境の改善を図るものです。
- O2:夏季休暇、年末年始休暇とはいつを指すか。
- A 2:夏季休暇は3日間(お盆期間)とし、期間は受注企業の休業日に合わせていただいて構いません。年末年始休暇は通常12月29日から1月3日までの6日間としています。それ以上休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。
- O3:夏季休暇及び年末年始休暇に土曜日、日曜日が含まれた場合の扱いはどうなるのか。
- A3:夏季休暇の3日間は土曜日、日曜日以外の日を設定してください。年末年始休暇の6日間は土曜日、日曜日が含まれていても構いません。ただし、それらの休暇日は対象期間に含まれませんので、閉所率はその日数(夏季休暇は3日間、年末年始休暇は6日間)を除いた現場閉所日数(分子)、対象期間日数(分母)で算出することになります。
- Q4:準備・後片付け期間とは、具体的に何を行う期間なのか。
- A 4:準備期間とは、受注者が施工に先立って行う、労務・資材や機材の調達、現場事務所の設置、現場代理人による現地測量等を行う期間になります。後片付け期間とは、施工完了後の自主検査、後片付け、清掃等を行う期間なります。
- Q5:「その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間」とは何を指すのか。
- A 5:受注者の責によらない、外的要因が工事着手後に発覚した事象の期間を対象としています。

(例)

- ・近接する工事等の影響により契約工事の現場作業ができない場合
- ・当初想定していなかった地元調整や関係機関との調整により現場を閉所せざるを 得ない場合

- ・契約工事にて現場見学会や現地視察などの対応が必要となった場合など
- Q6:「現場閉所」とはどのような状態を言うのか。
- A 6: 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいい、建設機械の稼動及び作業員の労働を終日休止している状態を指します。
- ○7:「巡回パトロール、保守点検等,現場管理上必要な作業」とはどのような作業か。
- A7:次のような作業が考えられます。
 - ・現場内の定期的な巡回パトロール
 - ・緊急時の安全パトロール
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業
 - ・災害発生時の対応作業
 - ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検など
- Q8:コンクリート打設に伴う養生のため散水を行うこと等は閉所となるのか。
- A8:養生のために散水を行うことは、現場管理上必要な作業であり、閉所となります。
- Q9:現場閉所日に交通誘導警備員を配置する必要が生じた場合、交通誘導警備員のみが 現場で誘導している場合は閉所となるのか。
- A9:交通誘導警備員以外が作業を行っていなければ、閉所となります。
- Q10:定期安全研修・訓練等を現場以外で行った場合は現場閉所として扱うことができるか。
- A 1 0:安全訓練等の全作業員が参加すべきものについては、休日取得を趣旨とする本制度においては、会社等の現場外で実施した場合においても現場閉所日数には含まないものとします。
- Q11:当該現場の閉所日に、作業員や下請業者が他の工事現場で働くことは認められるのか。
- A 1 1:作業員や下請業者が閉所日に他の現場に従事することについては制限していません。ただし、週休2日制工事の主旨を理解のうえ、作業員の休日確保も考慮していただきますようお願いします。
- Q12:現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をすることは認められるのか。
- A 1 2: 閉所日に当該現場以外(会社等)で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限していません。ただし、週休2日

制工事の主旨を理解のうえ、現場代理人や主任技術者等の休日確保も考慮していた だきますようお願いします。

- Q13:午後のみ休工、又は、午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるのか。
- A 1 3:原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日単位での閉所は扱いません。
- Q14:夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになるのか。
- A14:例えば、月曜日22時から火曜日6時まで施工した場合は、月曜(夜間)出勤と考えます。その後、1日閉所扱いとするためには24時間以上の休工を確保する必要があるため、水曜日(昼間)出勤以降であればその週の火曜日を1日閉所として扱います。
- O15:降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められるのか。
- A 1 5:降雨、降雪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として認められます。閉所(休日)を決定した場合は、速やかに発注者に報告してください。また、雨天等による休工日を振替日として扱う場合は発注者と協議してください。
- Q16:現場作業開始後に降雨のため作業を中止した場合は、現場閉所となるのか。
- A16:作業を実施しているので現場閉所とはなりません。
- Q17:祝日の取り扱いはどうなるのか。
- A 17:月2回土日完全週休2日制試行工事においては、祝日の休工は求めていません。
- Q18:週休日を別の日に振り替えることができる条件とはなにか。
- A 1 8: 緊急対応などやむを得ない場合に発注者との協議により週休日を別の日に振り 替えることができるとしており、緊急対応などやむを得ない場合とは以下のよう な状況を想定しています。
 - ・地元協議や要望
 - ・道路使用許可条件
 - ・発注者の指示により現場作業を行う場合など
- Q19:週休2日が達成できなかった場合、工事成績は減点されるのか。
- A19:週休2日未達成による工事成績の減点は行いません。

Q20:週休2日の確保を理由に工期延伸は認められるのか。

A 2 0:週休 2 日の確保を理由とした工期延伸は認められません。ただし、天候の不良な ど受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成すること ができないときは、工期延伸について発注者と協議してください。

Q21:週休2日に関する協議はどのように行えば良いか。

A 2 1: 工事着手前に発注者と達成条件や達成するための工程上の工夫等について十分 に打ち合わせを行ってください。また工期途中で疑義等が生じた場合には、その 都度発注者と協議を行い、工事打合せ簿で記録してください。